

2018年9月13日 全12頁

# 法律・制度 Monthly Review 2018.8

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### [要約]

- 8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、金融庁が仮想通貨交換業者等の検査等に関する中間とりまとめを公表したこと（10日）、会社法制の見直しに関する要綱案のたたき台が示されたこと（29日）、各省庁から税制改正要望が公表されたこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### ◀ 目次 ▶

○8月の法律・制度レポート一覧	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	2
○9月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
CGコード改訂を踏まえたCG報告書②	6
経営陣幹部の解任手続、取締役会の多様性	
○レポート要約集	10
○8月の新聞・雑誌記事・TV等	12
○8月のウェブ掲載コンテンツ	12

## ◇8月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
10日	法律・制度 Monthly Review 2018.7 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	14
17日	米国対内投資規制の改正 ～トランプ大統領は、CFIUSの活用を言明～	鳥毛 拓馬	その他法律	7
23日	CGコード改訂を踏まえたCG報告書② 経営陣幹部の解任手続、取締役会の多様性	横山 淳	金融商品 取引法	8
27日	今さら聞けない個人情報保護法のQ&A① ～個人情報ってどういう情報のこと?～	藤野 大輝	その他法律	13
29日	米国、フィンテック企業への銀行免許 ～OCC、フィンテック企業に 特別目的銀行の免許付与を開始～	鳥毛 拓馬	金融制度	5

## ◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、最終報告書「取引施設における過度な価格変動の管理と取引秩序の維持に向けたメカニズム」を公表。取引施設が価格変動管理メカニズムを導入するべきと提言。
3日	◇金融庁の「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」、最終報告書を公表。
6日	◇金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取引方針・KPIを公表した金融事業者のリストを更新。
7日	◇金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）、IOSCO、「店頭（OTC）デリバティブ取引について中央清算を行うインセンティブ」と題する市中協議文書を公表（コメント期限は9月7日まで）。 ◇国税庁、「平成29年度租税滞納状況について」を公表。滞納整理中のものの額（滞納残高）は8,531億円（前年度比▲4.9%）と19年連続で減少。新規発生滞納額は6,155億円（同▲1.1%）。 ◇内閣府の消費者委員会の「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」、中間整理を公表。 ◇金融行為規制機構（FCA）、「グローバルサンドボックス」を構築するための「グローバル金融イノベーションネットワーク（GFIN）」構想を発表。
9日	◇FSB、BCBS、CPMI、IOSCO、報告書「清算集中における相互依存性の分析」を公表。 ◇国税庁、「消費税軽減税率制度の手引き」を公表。
10日	◇金融庁、「仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ」を公表。仮想通貨のリスク評価、セキュリティ人材の不足、内部監査などに関する問題を指摘。 ◇経済産業省、総務省、IoT推進コンソーシアム、「新たなデータ流通取引に関する検討事例集 ver2.0」を公表。
13日	◇2019年度国防権限法案にトランプ大統領が署名、正式に法律として制定。対米外国投資委員会（CFIUS）の権限の強化などが盛り込まれている。
14日	◇国際公会計基準審議会（IPSASB）、国際公会計基準（IPSAS）第41号「金融商品」を公表。IFRS第9号「金融商品」をベースに開発。

15日	◇金融庁、銀行法施行令等の一部を改正する政令等を公布（施行は16日）。銀行等の営業所の休日に関する規制等を緩和するもの。
16日	◇CPMI、IOSCO 代表理事会、「店頭デリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）のガバナンス・アレンジメント」を公表（コメント期限は9月27日まで）。
17日	◇金融庁、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表。 ◇日本監査役協会、改正版「会計監査人との連携に関する実務指針」を公表。コーポレートガバナンス・コードの実施に関連した実務上の対応等を追記。 ◇トランプ米大統領、米証券取引委員会（SEC）に企業の四半期開示に関する調査を要請。
21日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、企業会計基準公開草案第62号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第62号（企業会計基準適用指針第10号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」を公表（10月22日まで意見募集）。
23日	◇総務省の情報通信審議会、「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」（平成27年諮問第23号）に関する情報通信審議会からの第五次中間答申を取りまとめ。
24日	◇中小事業主掛金納付制度の愛称が「iDeCo+」（イデコプラス）に決定。 ◇日本銀行の金融機構局金融高度化センター、「ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ報告書（第3期）」を公表。
29日	◇法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会、第16回会議を開催。会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案のたたき台が示される。 ◇国税庁、「平成29年度におけるe-Taxの利用状況等について」を公表。所得税申告・消費税申告（個人）におけるオンライン（e-Tax）利用率は55.1%（前年度比+1.1%pt）。
30日	◇BCBS、「開示要件（第3の柱）- 自己資本規制上の引当金の取扱い」と題する技術的改訂の最終文書を公表。 ◇ASBJ、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表（11月30日まで意見募集）。 ◇国税庁、「平成29年度及び平成30年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A」を公表。
31日	◇各省庁、平成31年度税制改正要望を公表。金融庁は、NISA制度の恒久化・利便性向上、株式譲渡における相続税の取得費加算の特例の見直し、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応などを要望。経産省は、個人事業者の事業用資産（建物等）に係る事業承継時の負担軽減措置の創設、中小企業税制の要件緩和、ストック・オプション税制の拡充、外国子会社合算税制の見直しなどを要望。 ◇改正産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の第一回として、15件（20市町村）が認定。 ◇日本公認会計士協会、業種別委員会実務指針第40号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて」及び業種別委員会研究報告第7号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について」の廃止を公表（廃止は8月21日付）。 ◇経済産業省、「『スピンオフ』の活用に関する手引」を改訂。

## ◇9月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度(2014年分)投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。 ◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。
2019年 (H31)	1月1日	◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。 ◇(2019年1月1日以後開始事業年度より)税法上の「恒久的施設」(PE)の定義の見直しが施行。 ◇e-Tax(国税電子申告・納税システム)において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。 ◇IFRS16号「リース」発効。
	1月13日	◇民法(相続法)の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行(国内基準行)。 ◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。 ◇安定調達比率を導入(国際統一基準行)。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。 ◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。
	6月15日	◇改正消費者契約法が施行。
	7月1日	◇企業型確定拠出年金(企業型DC)の運営管理機関について、運用商品(デフォルト運用商品を含む)の一覧のインターネット公表が義務付け。 ◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる(兼務規制の緩和)。
	7月12日	◇この日までに、民法(相続法)の改正のうち、預貯金の仮払い制度の創設が施行。
	7月16日	◇株式等の決済期間が、現行のT+3(約定日の3営業日後に決済)からT+2(約定日の2営業日後に決済)に短縮(約定分)。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇(2020年4月1日以後開始事業年度より)大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法(債権法)が施行。
	7月12日	◇この日までに、民法(相続法)の改正のうち、配偶者居住権及び自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。

2021年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
	4月1日	◇成人年齢（成年年齢）が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、8月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。

## ◇今月のトピック

CGコード改訂を踏まえたCG報告書②  
経営陣幹部の解任手続、取締役会の多様性

2018年8月23日

金融調査部 主任研究員 横山 淳  
リサーチ業務部 大和 敦  
細山田浩一[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180823\\_020278.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180823_020278.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

本稿では、2018年7月末までに改訂CGコードに準拠したCG報告書を提出した東証上場会社66社のうち、改訂前との比較ができない2社（改訂前の直近提出時点では、マザーズやJASDAQ上場で、本則市場上場ではなかったため）を除く64社を対象に、原則3-1(iv)「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」と、補充原則4-11①「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」の記載内容の変化を見た。

図表1 CGコード原則4-11の改訂（新旧対照）

改訂前	改訂後
<p><b>【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】</b></p> <p>取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する<u>適切</u>な知識を有している者が1名以上選任されるべきである。</p> <p>取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。</p>	<p><b>【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】</b></p> <p>取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、<u>ジェンダーや国際性の面を含む</u>多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、<u>適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、</u>財務・会計に関する<u>十分</u>な知識を有している者が1名以上選任されるべきである。</p> <p>取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。</p>

(注) 下線赤字は筆者による。

(出所) CGコード（改訂前・改訂後）

図表2 CGコードにおいて開示が求められる事項

原則	改訂前	改訂後
原則1-4	◇政策保有に関する方針 ◇政策保有株式に係る議決権の行使基準	◇ <b>政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など</b> 、政策保有に関する方針 ◇ <b>取締役会における個別の政策保有株式の保有の適否の検証の内容</b> ◇政策保有株式に係る議決権の行使の <b>具体的な</b> 基準
原則1-7	◇関連当事者間の取引を行う場合の適切な手続の枠組み	同左
原則2-6	新設	◇ <b>企業年金の積立金の運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みの内容</b>
原則3-1	(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画	(i) 同左
	(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針	(ii) 同左
	(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続	(iii) 同左
	(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続	(iv) 取締役会が経営陣幹部の <b>選解</b> 任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
	(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明	(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の <b>選解</b> 任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の <b>選解</b> 任・指名についての説明
補充原則4-1①	◇経営陣に対する委任の範囲の概要	同左
原則4-8	◇自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社につき、そのための取組み方針	<b>開示が求められる事項としては廃止</b>
原則4-9	◇独立社外取締役の独立性判断基準	同左
補充原則4-11①	◇取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方	同左
補充原則4-11②	◇取締役・監査役の内兼任状況	同左
補充原則4-11③	◇取締役会全体の実効性についての分析評価の結果の概要	同左
補充原則4-14②	◇取締役・監査役に対するトレーニングの方針	同左
原則5-1	◇株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針	同左

(出所) CGコードなどを基に大和総研作成

図表3 原則3-1 (iv)、原則4-11、補充原則4-11①のコンプライ・オア・エクスプレイン

	改訂前			改訂後	
	コンプライ	エクスプレイン		コンプライ	エクスプレイン
原則3-1 (iv)	64	0	⇒	64	0
補充原則4-11①	64	0	⇒	64	0
原則4-11	64	0	⇒	57	7

(注) 改訂前は、CGコード改訂前に提出された直近のCG報告書、改訂後は、CG改訂後に提出されたCG報告書を意味する。

(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研作成

図表4 解任方針・手続への言及

開示箇所	改訂前	改訂後
選解任の方針・手続	1社	39社
バランス、多様性、規模	0社	3社
上記のいずれかで開示	1社	39社

(注1) 改訂前は、CGコード改訂前に提出された直近のCG報告書、改訂後は、CG改訂後に提出されたCG報告書を意味する。

(注2) 「選解任の方針・手続」とは、原則3-1 (iv) としての開示を意味する。

(注3) 「バランス、多様性、規模」とは、補充原則4-11①としての開示を意味する。

(注4) 「上記のいずれかで開示」とあるのは、原則3-1 (iv) 「選解任の方針・手続」又は補充原則4-11①「バランス、多様性、規模」で開示している会社の数を意味している。両方の項目で重複して開示している会社の場合、1社とカウントされる。

(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研作成

図表5 多様性（ダイバーシティ）への言及

事項	開示箇所	改訂前	改訂後
「ジェンダー」	選解任の方針・手続	4社	6社
	バランス、多様性、規模	10社	20社
	上記のいずれかで開示	11社	20社
「国際性」	選解任の方針・手続	3社	6社
	バランス、多様性、規模	2社	13社
	上記のいずれかで開示	4社	14社
「多様性」	選解任の方針・手続	5社	7社
	バランス、多様性、規模	46社	47社
	上記のいずれかで開示	46社	47社

(注1) 改訂前は、CGコード改訂前に提出された直近のCG報告書、改訂後は、CG改訂後に提出されたCG報告書を意味する。

(注2) 「ジェンダー」には、「女性」、「性別」などについて言及しているものを含む。「国際性」には、「国籍」、「外国人」などについて言及しているものを含む。

(注3) 「コンプライ」だけではなく、(原則4-11の)「エクスプレイン」としての開示も含む。

(注4) 「選解任の方針・手続」とは、原則3-1 (iv) としての開示を意味する。

(注5) 「バランス、多様性、規模」とは、補充原則4-11①としての開示を意味する。

(注6) 「上記のいずれかで開示」とあるのは、原則3-1 (iv) 「選解任の方針・手続」又は補充原則4-11①「バランス、多様性、規模」で開示している会社の数を意味している。両方の項目で重複して開示している会社の場合、1社とカウントされる。

(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研作成

図表6 「財務・会計・法務に関する知識」への言及

事項	開示箇所	改訂前	改訂後
「監査役」	選解任の方針・手続	45社	42社
	バランス、多様性、規模	21社	28社
	上記のいずれかで開示	50社	50社
「財務」、「会計」	選解任の方針・手続	12社	12社
	バランス、多様性、規模	8社	14社
	上記のいずれかで開示	16社	21社
「法務」	選解任の方針・手続	2社	2社
	バランス、多様性、規模	1社	5社
	上記のいずれかで開示	3社	7社

(注1) 改訂前は、CGコード改訂前に提出された直近のCG報告書、改訂後は、CG改訂後に提出されたCG報告書を意味する。

(注2) 「監査役」には、「監査委員」、「監査等委員」について言及しているものを含む。

(注3) 「コンプライ」だけでなく、(原則4-11の)「エクスプレイン」としての開示も含む。

(注4) 「選解任の方針・手続」とは、原則3-1(iv)として開示を意味する。

(注5) 「バランス、多様性、規模」とは、補充原則4-11①又は原則4-11として開示を意味する。

(注6) 「上記のいずれかで開示」とあるのは、原則3-1(iv)「選解任の方針・手続」又は補充原則4-11①「バランス、多様性、規模」で開示している会社の数を意味している。両方の項目で重複して開示している会社の場合、1社とカウントされる。

(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研作成

図表7 取締役会の独立性に関連する言及

事項	開示箇所	改訂前	改訂後
「3分の1以上の(独立)社外取締役選任」	選解任の方針・手続	0社	0社
	バランス、多様性、規模	3社	5社
	上記のいずれかで開示	3社	5社
「独立社外取締役」、「独立役員」	選解任の方針・手続	7社	10社
	バランス、多様性、規模	15社	19社
	上記のいずれかで開示	20社	25社
「委員会」の活用	選解任の方針・手続	22社	27社
	バランス、多様性、規模	9社	11社
	上記のいずれかで開示	24社	29社

(注1) 改訂前は、CGコード改訂前に提出された直近のCG報告書、改訂後は、CG改訂後に提出されたCG報告書を意味する。

(注2) 「コンプライ」だけでなく、(原則4-11の)「エクスプレイン」としての開示も含む。

(注3) 「選解任の方針・手続」とは、原則3-1(iv)として開示を意味する。

(注4) 「バランス、多様性、規模」とは、補充原則4-11①又は原則4-11として開示を意味する。

(注5) 「上記のいずれかで開示」とあるのは、原則3-1(iv)「選解任の方針・手続」又は補充原則4-11①「バランス、多様性、規模」で開示している会社の数を意味している。つまり、両方の項目で重複して開示している会社の場合、1社とカウントされる。

(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研作成

## ◇レポート要約集

【10日】

法律・制度 Monthly Review 2018.7

～法律・制度の新しい動き～

7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

7月は、金融庁が高齢社会における金融サービスのあり方に関する中間とりまとめを公表したこと（3日）、企業会計審議会が「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめたこと（5日）、いわゆる相続法の改正が成立したこと（6日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180810\\_020250.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180810_020250.html)

【17日】

米国対内投資規制の改正

～トランプ大統領は、CFIUSの活用を言明～

2018年7月27日に米国下院、同8月1日に同上院で2019年度国防権限法案が可決された。8月13日には、トランプ大統領による同法案への署名が行われた。この国防権限法には、対米外国投資委員会（CFIUS）の権限を強化することなどを内容とする、「2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」が含まれている。

CFIUSは、外国企業等による米国企業の買収等を国家安全保障上の観点から問題がないか審査する機関である。FIRRMAは、CFIUSの審査対象となる取引の範囲を拡大したり、その権限を強化するなどこれまでの規制を大きく改正するものである。FIRRMAは、外国、特に中国からの米国ハイテク企業への投資の増加による、米国の国家安全保障などに対する懸念の高まりを背景として制定されたものと思われる。

FIRRMA成立に先立つ2018年6月29日、トランプ大統領は、同法案が成立すれば、速やかに同法を施行し、かつ、厳格に執行するよう指示する旨表明していた。中国企業のみならず米国企業の買収を目指す他の外国企業や、買収される米国企業にも影響を与える可能性がある。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180817\\_020264.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180817_020264.html)

【23日】

CGコード改訂を踏まえたCG報告書②

経営陣幹部の解任手続、取締役会の多様性

2018年6月1日、東京証券取引所（東証）は、コーポレートガバナンス・コード（CGコード）を改訂した。これを受けて、改訂CGコードに準拠したCG報告書を提出する東証上場会社も、徐々に増加してきている。

本稿では、2018年7月末までに改訂CGコードに準拠したCG報告書を提出した東証上場会社66社のうち、改訂前との比較ができない2社（改訂前の直近提出時点では、マザーズやJASDAQ上場で、本則市場上場ではなかったため）を除く64社を対象に、原則3-1（iv）「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」と、補充原則4-11①「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」の記載内容の変化を見る。

対象64社中、CGコード改訂前に経営陣幹部の「解任」方針・手続に言及しているものは1社（1.6%）のみであった。これが、改訂後には39社（60.9%）まで増加している。もともと、「解任」の手続や基準について、相当程度、具体的な記述を行っているのは7社程度にとどまっている。

取締役会の「多様性」については、CGコード改訂前から補充原則4-11①の開示を中心に言及している事例は多かった。しかし、多様性の内容として、「ジェンダー」や「国際性」に言及する事例は限られていた。改訂後は、対象64社中、「ジェンダー」への言及は11社（17.2%）から20社（31.3%）、「国際性」への言及は4社（6.3%）から14社（21.9%）に増加している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180823\\_020278.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180823_020278.html)

## 【27日】

### 今さら聞けない個人情報保護法のQ & A①

#### ～個人情報ってどういう情報のこと？～

ここもと、個人情報の保護に関する制度改正が、国内外で相次いでいる。わが国では、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日から全面施行されている。個人の医療情報に関しては、別途、次世代医療基盤法が2017年5月に公布され、2018年5月11日から施行されている。海外ではEUでGDPR（EU一般データ保護規則）が2018年5月25日から施行されている。

本シリーズでは、まず手始めに、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。

今回は、個人情報の定義と分類、個人情報に関するルール体系、ルールの対象となる個人情報取扱事業者の定義等について取り上げる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827\\_020289.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827_020289.html)

## 【29日】

### 米国、フィンテック企業への銀行免許

#### ～OCC、フィンテック企業に特別目的銀行の免許付与を開始～

2018年7月31日、米国の通貨監督庁（OCC）は、新たに、フィンテック企業による特別目的国法銀行免許（SPNB免許）申請の受入を開始することを表明した。

フィンテック企業がSPNB免許を取得すれば、米国全土において貸付業務と小切手支払に関わる業務の両方またはいずれかを行うことができるようになるが、預金業務はその対象とされていない。

本稿執筆時点で申請したフィンテック企業はない模様であるが、個人や中小企業に融資を行うマーケットプレイス・レンダー（marketplace lender）や送金業者（payment companies）などのフィンテック企業が、SPNB免許の申請に関心を持つ可能性があるとされている。

ただし、OCCによるフィンテック企業に対するSPNB免許の付与については、ニューヨーク州の金融当局など州当局から強い反対を受けており、訴訟問題に発展する可能性がある。場合によっては、免許自体が無効となる可能性もあり、フィンテック企業はSPNB免許の申請を躊躇することも考えられる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180829\\_020292.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180829_020292.html)

## ◇8月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経ヴェリタス (8月5日付60面)	基礎から学ぶ税制【所得税編⑤】 2020年からの新税制 だれが増税になるか	是枝 俊悟
週刊エコノミスト (8月7日号)	「変わる！相続法」に相続法改正の背景についてコメント	小林 章子
日経ヴェリタス (8月12日付60面)	基礎から学ぶ税制【所得税編⑥】 金融所得の課税方式 選択次第で負担減も	是枝 俊悟
NHK World (8月15日配信)	“The Changing Japanese Household”に インタビュー掲載	是枝 俊悟
日経 CNBC 「朝エクスプレス」 (8月17日放送)	標準世帯について出演	是枝 俊悟
読売新聞 (8月18日付朝刊7面)	国際会計基準(IFRS)についてコメント	吉井 一洋
日経ヴェリタス (8月19日付53面)	標準世帯についてコメント	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (8月19日付60面)	基礎から学ぶ税制【相続税編⑤】 課税逃れ対策 制度改正で強化	小林 章子
読売新聞 (8月21日付朝刊7面)	四半期開示についてコメント	吉井 一洋
日経ヴェリタス (8月26日付60面)	基礎から学ぶ税制【相続税編⑥】 株式も不動産も 後継者に承継しやすく	小林 章子
週刊エコノミスト (8月28日号)	EUがIFRSに反発か 修正版作成の動き	吉井 一洋

## ◇8月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
8月1日 掲載	コラム：トランプ政権が日本企業の米国企業に対するM&Aを制限する可能性 <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20180801_010088.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20180801_010088.html</a>	鳥毛 拓馬
8月9日 掲載	コラム：EUのESG関係者、今度は時価会計の見直しを要請 -EU版IFRS設定も模索- <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20180809_010093.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20180809_010093.html</a>	吉井 一洋